

西 周

鈴木 秀 勇

西^{〔1〕}周^{〔2〕}(1829—1894)といえは、ふつう、わが国で最初に「哲學」の語を用いた学者として、あるいは『軍人勅諭』の一草案の起草者として、思い起こされるにとどまり、鷗外・森 林太郎に『西 周傳^{〔1〕}』のあることを知る人も、さして多くないであろう。

しかし、周は、溯って天文年間〔西曆一五四、五〇年代〕に始まる日本洋学史、いいかえれば、わが国への・西ヨーロッパ諸文化の伝達・受容の歴史の上に、特異な地位を占める。

西欧の宗教的文化との接触は、切利支丹禁令・鎖国令によって、短命に終った。幕末までほぼ三百年にわたって摂取されたものは、西欧の技術的文化にすぎなかった。本来この両者の間を媒介するものであるにもかかわらず、ついに受容されぬままに推移した^{〔2〕}。西ヨーロッパ

の知識観、学問の構成、認識の方法にまでおり立って、ひたむきにこれを学びとったのは、日本洋学史上、周を最初とするように、思われる。

幕府派遣の・おそらく日本最初の西ヨーロッパ留学生のひとりとして、周は、西欧の・オーソドックスな、自然法、国際法、公法、政治経済学、統計学を学ぶと共に、コントの実証主義とJ・S・ミルの論理学とに傾倒して、実証の精神と経験的方法とを、自らに吸収した。

さらに彼は、これに工夫を加えて、一方では、道徳政治、経済、法律等の制度の学としての社会学の理論化を企て、その基礎に心理学を置く時には、同時に心理的諸事象の生理学的基盤を追求し、他方では、学問体系論を推し進めて、歴史学、地理学、言語学、数学から、神学、哲学、政治学、法学、経済学、統計学、さては物理

学 化学 天文学 博物誌にわたる・老大な学問エンサイクロペジアを 展開した。

実証的精神と経験的方法と啓蒙的エンサイクロペジズムとに向かつて突き進んだ・周の魂は しかし、自由民権運動における・植木枝盛えきもりのそれにも似て、流星のように孤独な光を放って 消えた。

周にひとりの後継者もなかった理由は、「哲學」から『軍人勅諭草案』への変転に象徴されるように、かつては徳川幕府のブレインとして 幕政下における立憲議會制を徳川慶喜に提案して 瀕死の幕政の延命に努めた・その役割を、今や明治政府の軍政のために山縣有朋を輔佐して演じた彼の立場にも、また自由民権の政治運動が高揚期を迎えようとする明治十年代の初めに 周の本格的学問活動が終結し 彼が天皇・宮中に接近して行くところにもあるであろう。

しかしながら その本質的な理由は、前記のような・成熟した西ヨーロッパ社会の思想なり思考の方法が根をおろすべき土壌が この時期の・われわれの社会には存在しなかったところに、しかも 周が 自らの学問と社会的現実との間にある距離について思い悩むことがなく

また その距離を縮めるための・別途の工夫を凝らさなかったところに、 求められるべきである。周の学問の狙いの高さは、その現実遊離性と表裏の関係にあって、彼の思想の在り方を特徴づけている。

周の業績が殆ど世に知られなかったのは、学問上の継承者の欠如が 哲學 言語 教育 法律 経済 政治 軍制の多方面にわたる・彼の論作の大部分を 未刊の草稿のままにとどまらしめたことに、基づく。

彼の・少数の刊行著作中人々がふれえたのは、『明治文化全集』思想篇所収の『百一新論』⁽³⁾、同・法律篇所収の・フィッセルンク講義『萬國公法』の邦訳の二つであり、稿本刊行は 『日本哲學思想全書』哲學篇中の『尙白剗記』⁽³⁾、同・思索篇中の『生性發蘊』⁽⁶⁾、同・學問篇中の『知説』⁽⁷⁾にすぎなかった。

鵬外による伝記制作を機に 周の全集刊行が企画されたけれども(明治三十六年—四十一年)、多くの年月を閲したのち 結局大震災その他の事情によって挫折し、その後 麻生義輝の着手した事業も 『西周哲學著作集』の公刊にとどまり(昭和八年・岩波書店刊)、そのあとをうけた大久保利謙の手で全集編集が開始されたものの(昭

和十四年頃)、出版されたのは三卷予定の『西周全集』第一卷——『百學連環』、『百學連環覺書』、『百一新論』のみ収録——にすぎなかった(昭和十九年・日本評論社刊)。昭和三十三年、周の郷里・島根県津和野に創設された西周記念会の力をかりて再び大久保が全五卷予定の『西周全集』の第一卷・哲学篇——弘化五年(嘉永元年(一八四八年)から明治二十二年(一八八九年)に至る・哲学、心理学、論理学関係の論稿二十八編を収録——を公刊したのが一昨昭和三十五年のことである(宗高書房刊)。

したがって、周については、古くは鵜澤聰明『百一新論に於ける法家思想』の論文、尾佐竹 猛『維新前後に於ける立憲思想』の第四章・第二節中の閑説があるが、研究といえるものは少く、麻生が『西周哲學著作集』に付した「解説——西周の哲學上の功績、特に本書に収載したる諸論文の成立及び解釋」、同じく麻生の「明治の先覺者西周先生」、および麻生の『近世日本哲學史』中の『百一新論』解説、大久保が旧『全集』に付した『百學連環』についての「解説」、同じく桑木嚴翼の『百一新論』についての「解説」、大久保が新『全集』に付した文

献学的「解説」、大久保の「西周の歴史觀——百學連環における歴史の問題」のほかに、『明治文化全集』所収の作品についての・吉野作造ほかの解説、『日本哲學思想全集』収録の諸編についての・簡単な解説があるにすぎない。

本稿は、鵜外以下これらの先進の教えにしたがいつつ、新『全集』第一卷収載の諸論稿を中心に、周の思考上の発展をトレースし、少しく周研究に加えるところがあろうとした。もとより、周の思想の全体像の照明は新『全集』の刊行完結をまたなければならぬ。

(1) 周の養子・紳六郎の嘱によって制作され、明治三十一年完稿。『鵜外全集』第七卷(大正十二年刊)一二三——二一ページ。

(2) 本稿中、このような文化接触の歪みについての数節は、与えられた紙数の関係上、印刷から除く。

(3) 明治七年(一八七四年)三月刊、上下二冊。

慶応二、三年(一八六六—六七年)頃の・京都の私塾での講義に基づくもの。

卷之上は、「治人」すなわち政治は「脩己」すなわち徳教と無関係であり、したがって、東洋における「徳教ノ化」の思想は、聖人の夢であって、西欧の「政刑ノ治」「法ノ治」以外に治人・治国の正道はない、と断言し、

卷之下は、二つの理すなわち「物理」と「心理」(「自然法則と社會法則」とを区別し、自然法則の必然性と、その人の心の力からの独立性とを知らぬ・東洋の觀念論を批判し、他方 人間の自然的・功利的心理から 社會法則としての權利・義務をひきだし、これによって「法の根元」を説明し、「人間ノ交際」すなわち社會はすべて 權・義の原則に立つもの、これによって「文明ノ治」を起すべきものである、とする。

(4) 慶応四年(明治元年・一八六八年)刊。これについては本稿第IV節参照。

(5) R・V・イェーリンク『權利のための闘争』の訳稿に付された論稿。明治十五年(一八八二年)稿と推定。コントにしたがって、哲学を 百科の学にたいする「統一の觀」として位置づけ、西欧における「理」の二義すなわち「理性」と「自然法則」とについて述べ、『百新論』と同じく 自然法則の必然性を見ない・東洋の觀念論を批判し、さらに 「理(法則)外の理」というものはなく、それはただ 「事實と合する丈の精密な理を發見し得ざるか故」のみ、とする。

(6) 明治六年(一八七五年)完稿。これについては 本稿第V節参照。

(7) 明治七年七月から十二月にわたり 『明六雜誌』第十四、十七、二十、二十二、二十五号に掲載された。

これは 周の知識論であって、「智」と「真」理との交戦を「學」「講究」とし、智の城堡を「學校」「書籍」「圖

書」「器械」とする。

周は最高の知を ヨーロッパ特有の「結構組織ノ知」(「体系知」とし、これが発しては「學術」となり「國家ノ治術」となる、と述べ、學術の方法(觀察 經驗 実験 および 演繹 帰納)を語り、諸学の体系を示している。

(8) 収録の論稿二十二編は、後出注(11)の・大久保編・新『全集』第一卷・哲學篇に収載のものとはほぼ相蔽うが、相異なる・主なものは 『社會黨論ノ説』と『政略論』とである。

とくに前者は、明治四年に天皇の侍読となり 同九年に宮内省御用掛となった周が、天皇への進講 あるいは宮中で天皇・皇族出席のもとに開かれる談話会「御談會」で述べた(明治十一年、十二年頃)もの草稿であるが、「現今ノ社會ノ定論」である經濟學派に敵対して 「社會ノ有様ヲ、根源ヨリシテ變革セント欲スル黨派」すなわち通有党ツウユウトウ、公共党コウキョウトウ、烏有党ウユウトウについて、その主張と歴史とを略述したものである。

明治十年代の初め 自由民権運動の高揚こそあれ 社會主義運動がいささかも現実問題となっていない時点に、しかも 天皇に向かい あるいは宮中において このようなテーマをとりあげたところにも、周の・先覚者というよりは先学者的非現実感覚が示されている。

なお、「コンミニュニズム」「ソシャリズム」の語を日本に紹介したのは、加藤弘之『眞政大意』(明治二年)が最初である。これについては 下出隼吉『社會文獻年表』(『明

『治社會思想研究』昭和七年、および『明治文化全集』社會篇に所収を参照。

(9) 明治三年十一月初めから私塾・育英舎で講義した。諸科学のエンサイクロペジアである。これについては本稿第七節参照。

(10) 『百學連環』の講義メモ。

(11) 収録する・主な論稿は、

「徂徠學に對する志向を述べた文」〔漢文・編者仮題・弘化五年〕嘉永元年・一八四八年。これについては本稿第一節参照。

「西洋哲學に對する關心を述べた松岡麟次郎宛の書翰」〔編者仮題、文久二年・一八六二年〕。これについては本稿第二節参照。

『開題門』初稿〔漢文・文久三年頃稿〕。同・改稿〔明治三年・一八七〇年〕。

『靈魂一元論』〔漢文・明治三年頃稿〕。

『生性發蘊』〔明治六年完稿〕。

『生性劄記』〔漢文・明治五年・一八七二年頃起稿——明治二十五年頃まで加筆〕。

以上五編については、本稿第V、VI節参照。

『尚白劄記』〔前出注(5)〕。

『百一新論』〔前出注(3)〕。

『復某氏書』〔明治三年稿〕。

『致知啓蒙』〔明治七年刊〕とその稿本〔學原稿本〕〔明治二年起稿〕。『五原新範』〔明治三—六年頃稿〕。稿本『致知

啓蒙』〔明治七年稿〕。

『知説』〔前出注(7)〕。

『美妙學説』〔明治十年頃の進講草稿〕。

『教門論』〔明治七年『明六雜誌』掲載〕。

『人生三寶説』〔明治八年『明六雜誌』掲載〕。本稿第VI節参照。

『論理新説』〔明治十五年・一八八二年・講演草稿〕。

『心理学ノ一斑』〔明治十九年・講演草稿〕。

(12) 『國家及國家學雜誌』大正四年・五、六、七月。

(13) 昭和九年刊。

(14) 同書、三五五—四〇五ページ。

大久保は、これをその後の周研究の指針とする。

(15) 昭和八年十一月十一日夜明治文化研究会例会での講演。同会編『明治文化研究』第一輯〔昭和九年二月〕一八—五四ページ。

(16) 遺著、昭和十七年刊。

(17) 旧『全集』第一卷、一七—六四ページ。

(18) 同、六五—七五ページ。

(19) 新『全集』第一卷末、六〇七—六七七ページ。

(20) 『帝國學士院紀事』第二卷第二号〔昭和十八年七月〕。のちに明治史料研究連絡会編・明治史研究叢書第二期第四卷『近代思想の形成』〔昭和三十四年〕二四—二八二ページに所収。

(21) 第二巻が近刊の予定。

次節以下に見られるように、周は 西洋人名・哲学用語に漢字のあて字を使っている。本稿中 漢字の右ないし左側に補ったフリガナで () を付されたものは、『全集』編者および引用者による。

I

西⁽¹⁾ 周は、文政十二年(一八二九年)二月三日 石見国〔島根県〕鹿足郡津和野森村堀内に、西 時義の長男として生まれた。本名は 時懋、幼名を經太郎、成人して修亮と名のり、中ごろこれを周助と書いた。周は 通称である。また 魚人 魯人などとも書いたが、天根 甘蔗舎 甘蔗齋などの号は いずれも周から くる。⁽²⁾ 生家は代々 瘍醫之專科つまり外科医で藩主龜井侯に仕えていたが、周の祖父時雍は、同じ津和野の内科医井關家から養子に迎えられた関係で、内科医をも兼ねて藩の執匙医を命じられ、周の父時義の代には馬廻りを拝命し 焚火問詰外科医として百石をはんでいた、といわれる。⁽³⁾

周も当然 家業の医を継ぐはずであった。これは、彼が十歳の時〔天保九年〕 幼名を廃して 医師名・壽專を

名のったことから 知られる(西家の長男は代々皆壽仙を称した。壽專もそこからくる)。けれども、周を愛した祖父の教育が やがて 周を医の道から離して 学問の道に進ませることになる。

当時 医家がまた儒学に造詣深いのは、通例であった。時雍もまた、津和野で關閩之學すなわち程朱学Ⅱ宋学を講じていた・山崎闇齋派の山口剛齋の高足であり自ら專齋と号した程であったが、周の四歳の折に これに曾子(宋学の道統論は、孔子——曾子——子思——孟子を儒学の正統とする)の孝経を、また五歳の時には 四書〔大學 中庸 論語 孟子——宋学の基本経書〕を授けた、という。その後 周は、書を小野寺藤太郎に、詩賦を瓜生重藏に、朱子の『近思錄』、闇齋派の淺見綱齋編の『靖獻遺言』、唐の李瀚の『蒙求』などを 森 秀菴、村田要藏らについて 学んだ。さらに周は 一二歳で 藩費・養老館に入費し、剛齋の子山口慎齋の句読を受け、また自らも 『二程全書』、〔程 明道・程 伊川の著作全集〕、『正蒙』〔張 横渠の著作〕その他 つまり濂洛關閩之學〔程朱学Ⅱ宋学〕の古典類に沈潜し、反復してこれを研究した。周は自ら、一旦は宋学の要諦「居敬 持敬」の境地を究

め尽した、という自信を語っている。⁽⁸⁾

この研鑽を見いだされてか 周は弘化二年〔一八四五年・十七歳〕 学問奨励に熱心な藩主龜井茲監に謁見し 中扈從格を命じられた。時懋を名のったのは この時からである。⁽⁹⁾そして その二年後 周の人生行路に一つの転機が訪れた。

弘化五年〔嘉永元年・一八四七年〕の二月一日 十九歳の周は父時義と共に 藩の要職大岡平助に呼び出され、一代還俗して〔つまり 周の代だけ医をやめて〕 以後儒学を研修せよ、という・藩主の命を受けたのである。⁽¹⁰⁾「徂徠學に對する志向を述べた文」〔漢文・弘化五年〕によれば、周はこの時の心情を、突然特命がくだり 周章狼狽茫然として手をこまねくばかりであった、としるしている。⁽¹¹⁾

彼は、上述のように宋学に精進する間にも、家業の外科術の大躍進を心に誓って 奮励勉学していた。この大望は、——確かに外科術というものは 医学の中でも小のまた小であり つまらぬ技術であることは 論をまたない。けれども、幸いに大人物がこの技術に志した前例はない。よしひとつ 古今東西の医学を究め尽し その

精華をあつめて 外科術を一代の大医術に仕上げてみせよう⁽¹²⁾——という言葉にうかがわれるのであり、しかもその・医学の研修は、幸いにも二、三の同志をえ 切磋琢磨してほばこの道の大要を体得したのである、⁽¹³⁾というところまで進んでいた。

家業の・しかも自ら期するところある外科術を廃して 儒学を修行せよ、とする主命に 周がどれほど狼狽したかは、想像に余りあるといえよう。

しかしながら、右の『徂徠學に對する志向を述べた文』を吟味すると、この困惑には また別の理由がひそんでいたことが、わかる。

周は 前述のように いわば藩学の宋学に研鑽を励む間に、伊藤仁齋 荻生徂徠ら古学派と 程朱学⁽¹⁴⁾ 宋学派との仲が 同じ儒学ながら、まるで仇敵も同然 ないかといえば頬をなぐり合う、大猿もただならぬものであることを、知っていた。ところが、十八の年 数日病にふせていた折のつれづれに読書をしようと思つた周が、濂洛之書つまり宋学の古典は 寐ながらに読むには不敬である、異端之書ならば不敬なことではないと、家藏の『論語徴』〔徂徠・荻生茂卿(1666—1728)の著作、十卷〕

を取り出して見たところ、つまってしまつて 読むことができなかった。⁽¹⁶⁾ 発憤して三度四度読み返すうちに、ようやく文意が通じてくる。通じてきた・その言葉を考えるに、なかなか味があるようである。してみると、古学派のいうところ必ずしも、全部が間違っているわけでもなく、また、程朱もすべて信用してよいわけでもない。⁽¹⁸⁾ そこで更に『徂徠集』(三十一卷)にも手をのばしてみると、読んで半分も行かないうちに、十七年の大夢が一時にさめてしまった。⁽¹⁷⁾ 宋学の古典にうち込んで、その要諦を悟り切ったと信じ、もはやなにもも加えるところはない、と思ひ込んでいたのは、一片の夢想であつたのである。

では、周はいつたい、徂徠のなにによつて十七年の夢を一挙に破られたのであろうか。周が、宋学一辺倒であつた自分の心境と徂徠の教えるところをひきくらべて、まるで浄土と沙婆の違いとでもいおうか。日常の礼樂こそ貴重なものであるのに、宋学の空論はそれに役立つところが無い。人間の欲望は、宋学の教えるように淨化し尽せるものではなく、氣質は変化させることができるものではない。聖人は決して人間の・自然の情を無視して

はいないのである。⁽¹⁸⁾ と述べているところからすれば、彼が徂徠の中に注目したのは、人間の欲望と自然とを肯定しながら俗世の「禮樂刑政」すなわち「天下國家を治る道」を思う・その立場であつた、と推測されるのである。

「徂徠は、儒教の本領は政治にありとする。宋儒・仁齋らが個人的修徳の工風に全力を盡くすとは、大いに徑庭あり。彼が先王・孔子の道は、天下を安んずるの道なりとし、具體的に之れを言ひ表はして禮樂刑政に外ならずとするを以て之れを觀れば、彼れが眼に映せる儒教は政治を以て本領とするものなること、論を疎たざるなり。⁽¹⁹⁾」同じ古学派でも徂徠は、仁齋と異なつて、政治政策、法制を重視した。これは、その著作中の『政談・四卷』、『太平策』、『明律 國字解』によつて知られるところであり、彼が日本における・社会科学の建設者として評価される理由も、そのところにある。⁽²⁰⁾

『太平策』は、宋学派を批判して、こういつている。「殊ニ儒者ノ輩聖人ノ道ハ、天下國家ヲ治ル道也ト云事ヲハ第二ニシテ、天理、人欲、理氣、陰陽五行ナドスル高妙ノ説ヲ先トシ、持敬、主靜、格物、致知、誠意、正心ナド云ル坊主ヲシキ事ヲ誠ノ事ト思ヒ、務テ人ノ及ビ

難キ事ヲ教ヘテ聖人ニ成シ事ヲ求メ、變化モナラヌ氣質ヲ變化セント云、「聖人ノ道ト云フハ、天下國家ヲ治ムル道ナリト云本意ヲバ、イツノマニカ忘レ果タルヤウナリ……終ニハ聖人ノ道ハ世ノ政道トハ各別ノ事ノヤウニ人々ニ思ハスルハ誰ガ過ナルベキ」、「所謂聖人ト云ハ、開國ノ君ノヨク未來ヲ鑑ガミ、禮樂制度ノ弊少ナキ様ニ工夫シテ立玉フヲ稱スル也」、「朱子杯ノ理學又大ナル害也、聖人ノ道ハ理ヲ説カズ、皆ワザニ理ヲモタセ置タルモノゾ、其ワザヲステテ理バカリヲ取用ルユヘ、理ニ定準ナク……」⁽²¹⁾。徂徠が程朱學にたいして批判を投げつけるのは、「聖人ノ道」と「世ノ政道」とは一つであり、政治 政策(ワザ)の工夫にこそ 儒學の本分がある、という思想から出ていることは、明らかであろう。

『政談』が、その巻一で 警察 戸籍 浮浪者取締 武家の家来の譜代制 武家の貧窮救済の方法について述べ、巻二で 商人の優勢にたいして武士諸身分の財政再建のための・倭約の諸制度、貨幣制度などを、巻三が 諸種の役人 職分 政務の執り方を、巻四で 養子 相続 刑罰などについて それぞれ論じているのも皆、徂徠が「禮樂制度」の在り方の吟味を 自己の學問の本務

と考えたからに外なるまい。『明律 國字解』が 明の刑制(巻一、三、八、九、十)、戸律(巻五、六、十四)、軍制(巻七)、官職制(巻四、十三)、祭祀(巻十五)を 解説・紹介するの⁽²⁴⁾も、同じ意図から出ている、と考える。確かに 徂徠は「封建的經濟論の大成者」⁽²⁵⁾ではあったにせよ、その視線は 現実の・政治 經濟 法制 社会の諸制度に注がれており、その視野は 国民的であった。周が徂徠に傾倒したのは おそらく、この・現実主義的な視線と国民的な視野とのゆえであつたろう。のちに『百一新論』(明治七年刊)巻之下が、「知行合一トカ良知良能トカ、専ラ心ヲ師トスルノ説ガマアドウシテ治國平天下ノ用ニナルデゴザラウ」と 程朱・陽明學派の徳教の立場を斥け、これにたいし「本邦デ徂徠ガ、道ハ先王ノ道ナリトカ、先王ノ道ハ禮樂ナリトカ云ヒ、秦以後ノ天下ハ法ヲ以テ治メタモノ故韓非子ナドハ讀ネバナラヌモノダト云ツテ其解ヲ著ハシ、又明律ノ國字解ナドヲ作テ律ノ學ヲ開カント思ツタ所ナドハ、頗ル教ト法トノ差別ヲ知ラレタ様デゴザル」⁽²⁶⁾として 徂徠を評価するところにも、その傍証が見られるのである。

やがて周を洋學に導いたものも、実は 徂徠が教え

た・国民的な礼楽制度の道であった。彼が脱藩して洋学に専心する内的契機も、また彼が オランダ留学を目前に控えて、欧米の哲学 経済 制度に従って新政を行なえば 富国強兵 国民すべて生を樂しむに至るであろう、という期待を洋学にかけた理由も、さらに オランダ在留中の修学が まさにこの目的にそうものであったことも、帰国後からの・彼の学問活動の「中心」が いわば洋学による礼楽制度（制度の学としての社会学）の研究であったことも、すべて 徂徠によって徂徠をこえて洋学へ、という転換から理解できるもの、と考える。

古くから宋学を尊信していた藩中にありながら⁽²⁷⁾ このように古学派の徂徠に心を奪われていた周としては、藩学の宋学を研鑽せよという主命の前に はなはだしい困惑狼狽を感じないではいられなかった。彼は、一方には 士いやしくも志あれば どうして人に屈することがあろうか、と思ひ、しかし他方には ああ君命はいかんともしがたい。この恩義に背くことは許されないが さりとてまげて従うのも義ではない。一体どうすればよいのであろうか、と悩みながら、ついに同年七月 養老館の句読の役を拜命するのである。⁽²⁸⁾

一年後の嘉永二年七月 さらに師を求め周は、藩主の許しをえて、大阪に遊学し 松陰・後藤 機の塾で 同三年八月まで約一年間勉学し、なお書を求めて岡山学校に転じ、嘉永四年十月に帰藩、翌五年九月には 培達塾の塾頭兼授読教官署番という役向きに 転動する。⁽³⁰⁾

当時の・石見の津和野藩といえは 平田篤胤の門人で国学思想体系を学説的に発展させた野々口〔大國〕隆正（1793-1857）が 影響力を持っていた地域であろうと思われるのであるが、周の思想形成の上に こうした国学思想——忠 孝 貞などの封建的教學に立脚し 現実の幕藩体制とその秩序とは不動である、とするばかりでなく、「天地おこりてよりこのかた 日本國の今の御代ばかり盛なるときは 和漢のみかは 萬國の古今にあることなし」と 幕末現実の情勢をなお讚美してやまなかつた⁽³¹⁾——が影を落としていないことは、周の学問の進路にとって幸いであった、といわなければならない。

周を徂徠に共感させたものは、それゆえに彼にその改良なり幕政下の「新政」を思わせた・幕藩体制の危機感であったに相違ない。もとより幕政への懷疑・批判ましてその変革は夢想もしないにせよ、幕政現実の讚美もま

た 周の心情には程遠いものであったろう。

少くとも確かなことは、周が 知識論の上で 国学を拒否したことである。すなわち周は のちに『復某氏書』〔明治三年〕の中で、ある国学者にたいし、国学の教えるところもまた 日本に伝統的な・「徒らに信する」態度にすぎぬ。しかしながら「信の本は知るに出て、智の本は感覺に出たれハ、なへて信することの正しからむことをほしなハ、此感覺より始むへきになんあなる」と経験主義の立場からこれに反駁を加え、さらに「この五官の感覺の対象の性質に従って、「形氣家の道理」すなわち自然科学と、「性理家の道理」つまり精神・社会科学と、ならびに両者の交渉から文化科学と技術とが成立するとし 各科学・技術に含まれる諸学・術を列挙して、⁽³⁸⁾国学がいかんこのような学問構成にたえぬものであるかを、ほめかしているのである。

- (1) 『西 周傳』一二七ページ。
- (2) 『徂徠學に對する志向を述べた文』〔漢文・弘化五年 嘉永元年・一八四八年稿。新『全集』三一六ページ収録〕三ページ。
- (3) 『西 周傳』一二七―九ページ。
- (4) 『西 周傳』同。

- (5) 新『全集』四ページ。
- (6) 『西 周傳』一二九ページ。麻生『解説』三五五ページ。
- (7) 新『全集』五ページ。
- (8) 新『全集』同。乃沉潛反復於二程全書正蒙語錄文集之類 而奉誦有年 嘗得其居敬懼々之法 而日行之 幾如禪僧入定 然而自謂其道至矣盡矣 不可以加也
- (9) 『西 周傳』一二九ページ。
- (10) 『西 周傳』一三〇ページ。
- (11) 新『全集』三ページ。今茲正方始冠之歲 遽遭特命之降……狼狽恍惚 茫然如無下手處
- (12) 新『全集』三ページ。夫瘍醫者小又小 而其爲賤技也 固無論矣 然喜先是無英雄豪傑之唾手於此技者也 乃奮然自謂 吞併漢蘭掌握古今 而喰華味葩以爲瘍科一世之宗耳
- (13) 新『全集』三ページ。時幸有二三之朋友 因相與切磨 以略得會吾道之概要也
- (14) 新『全集』五ページ。而見其諸家仁齋徂徠之徒 猶仇 雖然 直謂毆撥其輔車耳
- (15) 新『全集』五ページ。乃取而看之 而其窮乎不可讀也
- (16) 新『全集』五ページ。而察其言亦如有味 於是乎始知 諸家不全非 程朱不可全信然也
- (17) 新『全集』五ページ。乃又得徂徠集讀之 讀未一半而 十七年之大夢 一旦而醒覺
- (18) 新『全集』五ページ。猶淨土與沙婆乎 於是始知…… 空理無益於日用而禮樂之可貴 人欲不可淨盡 氣質不可

變化……聖人不捨人情也

- (19) 井上哲次郎『日本古學派之哲學』第三篇・第一章 物徂徠。(大正四年版) 五八九ページ。
- (20) 野村兼太郎『荻生徂徠』(社會科學の建設者・人と學說叢書)。三省堂 昭和九年。序文。
- (21) 『日本經濟大典』第九卷(昭和三年)所收。一九七、二〇三、二〇九ページ。
- (22) 『日本經濟大典』第九卷、一一一九四ページ所收。
- (23) 『太平策』一九七—八ページ。
- (24) 『明律 國字解』四文樓活版 八冊一帙。
- (25) 野村、同書、第六章。
- (26) 新『全集』二七五ページ。もちろん『百一新論』刊行の明治七年には、周は、合理主義と共にミルの功利主義に立っていたから、徂徠もすでに不十分に感じられていたことは、いうまでもない。
- (27) 新『全集』五ページ。雖然我藩自古尊信宋學
- (28) 新『全集』五、六ページ。士苟有志 則豈遽屈於人耶 嗚呼君命既如此 宥特恩則不祥也 枉從則不義也 嗟奈何焉 『徂徠學に對する志向を述べた文』は、藩主の命を受けた一月後の三月に したためられたもの。
- (29) 『西 周傳』一三一—一三二ページ。
- (30) 『西 周傳』一三二—一三三ページ。
- (31) 松島栄一「幕末・明治維新における国学の思想史的意義」(『近代思想の形成』所収) 一五〇—一三三ページ。

- (32) 新『全集』二九四ページ。
- (33) 新『全集』二九七ページ。

II

周を儒学なかんづく徂徠学から洋学に轉換させた機縁は、幕府の外交政策の変換と ひいては日本の政治的変革とを迫ったところのもの すなわち嘉永六年(一八五三年)の・ベリーの浦賀来航である。

すなわち、この事態に對処する江戸の情勢を探らせるため、龜井侯は 周を含む藩士数名を江戸に派遣し、彼らは 同年七月末 桜田門外新橋筋の藩邸内役宅に いった。この年の冬、周は 同邸内に住む藩医・野村春岱について オランダ文典を学んだのであるが、これが二十五歳の周が初めて手にした・西ヨーロッパの書物であり、彼はこの時から「萬事を抛擲して西洋の學問に精進することとなったのである」⁽¹⁾。

しかし、なにが周をして 儒学から洋学に転じさせたのであるか。「時勢の推移に刺戟されて 漢學のみでは最早今後の社會に處して行くことが不可能であると考へたからである」⁽²⁾というこの意味は、いったいなんであ

ったろうか。あるいは、そこに「洋学が、当時封建制度の桎梏下に、門閥・家格に束縛されて立身を阻まれ、経済的困窮に苦しんだ下層武士にとって、立身的手段としてきわめて有効なものとなっていたからであろう」という動機が働いたのかも知れない。外科医の家柄出身の儒学者周に、この動機が一層強かったのも、自然のことであろう。

のちにふれるように、⁽⁴⁾ 周の思想の上には、明治維新という変革が、ほとんどなんの影も落としていないのである。この理由もまた、当時の洋学者が「支配階級のいわば「頭脳」であり、またそれに奉仕する技術家であった」ところに求められる、と考える。「そこから彼等の観念の面・知識の上における進歩性・近代性が生まれたが、にも拘らず足は依然として幕府ないし為政者の側にあるという一種の矛盾が生ずる。このジレンマから彼等の政治的には傍観者の立場、あるいは政治的には無関心な技術家としての立場が生まれ、あるいはまた政治的に無関心を装う立場が生じた。また政治的意見を持つ場合には、現状を基調としてそれに修正を加えようとする改良主義ともいふべき立場が生じた」と考えられる、とくにそ

れは幕府側に属する洋学者——例えば開成所関係の——において認められる所である。彼等が先進西洋諸国の政治・経済等について、当時としてはズバ抜けた知識・意見を有し、それに基づいて幕府中心の時局收拾策を論じた(西・津田の如き)のは、その幕臣としての立場によることもちろんであるが、やはり根本的には、為政者層に属する学者として、現状を基調としつつ、その持つ洋学の知識・技術によって、その改良に奉仕する一種の技術家としての面が大きい、と考えられるのである。⁽⁵⁾

事実、留学から帰朝した周は「番書調所」の後身「開成所」教授職に抜てきされ幕府直参となるばかりでなく、のちに述べるように、⁽⁶⁾ 幕政下の議會制・憲法制定という・破天荒な提案を行なうのであって、明治維新にたいする・周の立場むしろ無立場も、溯って彼の・儒学から洋学への転換の外的契機も、右の・下層武士↓幕府の技術的ブレン・という身分関係に、その由来を求めることができるのであろう。

けれども、その転換の内的動機に立入って考えるならば、やはり、前にふれたように徂徠が教えた「禮樂制度」すなわち国家の政治・制度への関心が、周をして徂徠自

身を超えさせて洋学に導いた、といわなければならぬ。

それゆえ、周にとっては、洋学研究は、その性格からして一藩の制約を超えるものであったし、またその意図からしても、この制約を超えるためのものであった。彼が安政元年（一八五四年）三月、脱藩するに至った理由は、ただに「主君に仕へて瑣事に心身を勞しては蘭學修業は不可能である」というところにあるばかりでなく、彼が志した学問研究の性格と意図とのうちに求められるべきであろう。

その後の周は、後藤松陰塾で知り合った医師・中島玄覺の家〔本郷竹町〕に寄寓し、オランダ文典の語法を大野藩の某に、その文法を、同郷の幕府奥詰医師・池田多仲〔のち玄中〕に学び、かたわらオランダ砲術書を読み、また「日本最古の英学者」手塚律藏〔のち瀬脇壽人〕の塾〔本郷元町〕などにもかよった。この間、オランダ語の書籍が高価なため、多くは筆写するか、辞書も「譯鍵」一部しか手もとになく、手塚塾所蔵のオランダ学彙一部〔写本〕を利用するか、苦勞しながらもオランダ語の学習は進んだようである。さらに周は、手塚塾に蘭英辞

典のあったことや、手塚のすすめもあって、英語の学習を開始する〔安政三年・一八五六年〕。初めは独習であったが、困難なため、同年冬から、英語の発音を中濱萬次郎に学んだ、という⁽¹⁰⁾。のちに周が徳川慶喜に手ほどきしたといわれるフランス語も、この頃学んだものであろう。日本での「フランス学の始祖」は、村上俊英といわれるが、周もその先後を争うようである⁽¹¹⁾。

周が英語の学習に着手した安政三年、幕府は「蕃書調所」〔洋書学修機関〕を、九段下に開設する。翌四年五月、調所が英書を読解する人材を求めた折、周は、手塚の推挙をうけて「調所教授手傳並」に任じられ、ここに幕府の臣籍に列した⁽¹²⁾。時に、二十九歳である。

蕃書調所は、幕府が西洋の技術・科学を自己の体制に利用するため、これを規制し独占する「公学」化の政策を制度として実現したものであって、併せて幕政のブレインを組織し養成する目的を持ち、緊急な洋書の翻訳と幕臣を主な対象としその他諸藩有志にたいする洋書読解の教育とを、任務とした。発足当時は、頭取・古賀謹一郎のもとに、オランダ書を専攻する箕作阮甫、英書専攻の手塚律藏を初め、十数名にのぼる。当時最高の洋学者

を教授・教授手伝などのスタッフに網羅し、その所蔵洋書は 安政六年(一八五九年)には 約六〇〇冊に及んだ、と伝えられる。⁽¹²⁾ 周と共に教授手伝並に任命された者に作州津山の津田行彦(真一郎 のちに真道)などがあるが、周は その後(安政六年)調所の教授手伝となり、文久二年(一八六二年)真道と共に日本最初のオランダ留学生としてその地に赴くまでの約六年間 「この國の新知識の一淵藪」であった蕃書調所で、オランダ書・英書の読解に没頭したのである。

- (1) 麻生『解説』三五六ページ。また『西 周傳』一三五ページ。
- (2) 麻生『解説』同。
- (3) 沼田次郎『洋学伝来の歴史』(昭和三十五年)二〇四ページ。
- (4) 本稿第七節。
- (5) (6) 沼田、同書、二〇五―六ページ。
- (7) 本稿第四節。
- (8) 麻生『解説』三五六ページ。
- (9) 麻生『解説』三五七ページ。麻生『明治の先覚者西周先生』二七ページ。『西 周傳』一三七―八ページ。
- (10) 麻生『解説』三五七ページ、麻生『明治の先覚者西周先生』二七―八ページ。『西 周傳』一三八ページ。

- (11) 麻生『明治の先覚者西周先生』二八ページ。
- (12) 麻生『解説』三五七ページ。『西 周傳』一三八ページ。
- (13) 沼田『洋学伝来の歴史』第二章、とくに一五八―九、一六〇―二ページ。
- (14) 麻生『解説』三五九ページ。

III

周が オランダ、イギリスの書物を通じてヨーロッパの学問に傾倒し始めたのは、留学の前年(文久元年)あたりからであったろう。留学直前の・友人あて書簡に 周は「小生頃來西洋之性理之學又經濟學杯之一端を窺候處……」と書いている。

同僚の親友津田真道と程朱の窮理学を議論したことが 周に西洋之性理学への関心を抱かせた機縁である、という推測もあるのであるが、われわれは この間の消息をうかがう上に有力な証拠を 与えられている。

文久元年(一八六一年)周は 真道の『性理論』(漢文)⁽³⁾に 短い跋文(漢文)を執筆して

——西洋の学問が日本に伝えられて以来百余年 物理 化学 地理 器械などの諸術については 日本人の中に

もその内部をうかがう者が出たが、ひとりこの「希哲学」〔Philosophia の直訳であろう〕の一学科に至っては、まだその人あるを見なかった。このところから 世人は、西洋人は、物理を論じはするが、心理を論ずるには至っていない、と思ひ込んでいたけれども、しかし友人津田眞道以来、この学問は日本でもすこぶる新機軸を出すに至り、西洋哲学を押しこれにまさるところがある——と述べている。⁽⁴⁾

ところで、眞道の『性理論』は、西洋人のいう曳筈論の自然哲学をとり、エーテルの凝聚から生ずる電気によつて、人身之主宰である魂の作用を、説明し、さらに万般の現象を魂に伝える「知覚」を論じ、知覚に伴つて生ずる「感情」ならびに道德感情の種類をしるし、そこから「道理之性」すなわち理性と「識見」とを述べて教育の機能に説き及んでゐる。⁽⁵⁾

眞道は、人間の特性を、理性と言語とに見、しかも万人に不差別・平等に与えられてゐる理性は、全宇宙に拡がるものである、とし、さらに、人類の歴史は現在いわば乳児期にあるけれども、もし眞の知識が広く天下に開かれ、宇宙の・眞実の法則を明らかにし、造化の業を

賛えるようになれば、これこそ人類の完成といふべきであらう、と述べて、唯物論的な心理学〔性理学〕と共に生き生きとした啓蒙の気分を西欧から学んで、語つてゐるのである。⁽⁶⁾

右によつて見れば、まさしく日本の西洋哲学研究は、蕃書調所における眞道と周とを中心として、開始された、ということができるばかりでなく、また、周は、『靈魂一元論』〔明治三年頃稿〕、『生性發蘊』〔明治六年完稿〕、『生性割記』〔明治五年頃起稿——明治二十五年頃まで加筆〕に示されるような、唯物論的な心理学と、『復某氏書』〔明治三年稿〕、『百一新論』〔明治七年刊〕、『尚白割記』〔明治十五年頃稿〕等に見られる啓蒙的合理主義とを、眞道とわかち合つた、といえるのである。

周に西洋経済学への目を開かせたのは、おそらく孟格・神田孝平の『農商辨』〔文久元年〕であつたのであるまいか。「商以て國立、農以て國富に富み、農以て國立、商以て國富に富む」という規定で始まる『農商辨』が、洋諸國は常に富多り、⁽⁷⁾という規定で始まる『農商辨』が「蒸氣機關初めとして種々乃器械を用ひ鑛山を開き水

利を興し船艦を造り漁獵畜牧乃業を廣めなし學術技藝の精を極め百般の器物を製し萬國に輸出し必莫大之利茲計る」ことを提案するのは、かかる商業国こそが農業国に比して二、三倍の租税収入を得るばかりでなく、農民への課税免除という「仁政」を永久のものとする事ができるからであり、「和漢古聖人」の仁政の実は、「却つて西洋商法に有る」からであった。⁽⁹⁾ 次ぎに見るように周が、西洋の經濟を 東洋の王政にもまさるもの、としているのは、この間の事情を指しているものではないか、と思われる。さて、前述の・留学直前の周の書簡は、はたしてわれわれの推測どおり、周の志向が いわば洋学による「禮樂制度」の研究に注がれていたことを、立証してくれる。

この書簡によれば、周らは初め、幕府の・アメリカへの軍艦発注に伴って アメリカ合衆国へ留学を命じられるはずであったらしい。ところが、南北戦争や対英開戦の気配もあって 軍艦建造の注文も 留学生派遣も オランダへ模様替えとなつたのである。⁽¹⁰⁾

ところで、周が心を痛めたのは、朝廷の国政方針の未確定と 水戸派の尊王攘夷説をとる者たちが内外の諸情

勢にうとく みだりに神州皇国をとなえて 諸外国を蔑視するところから生ずる・国内の政情不安であった。⁽¹¹⁾ 周にしてみれば、鎖国体制崩壊の危機に対処する政治方針の確定と 国家的な・新しい諸制度の確立とこそが緊急の必要事であった。しかし、それはもはや 徂徠流の札楽制度の枠をはるかにこえた問題である。そこに彼が「小生頃來西洋之性理之學又經濟學之一端を窺候處實ニ可驚公平正大之論ニ而 從來所學漢説とは頗端を異ニシ候處も有之哉ニ相覺申候」と述べ、続いて「尤彼之耶蘇教抔は……卑陋之極取へきこと無之と相覺申候」とキリスト教への無理解と輕侮とをのしるしながら、「只ヒロソヒ之學ニ而 性命之理を説くは 程朱ニも軼き 公順自然之道に本き 經濟之大本を建たるは 所謂王政にも勝り 合衆國英吉利等之制度文物は 彼堯舜官天下之意と 周召制典型之心ニも超へたりと相覺申候 實に由斯道而行新政 國何不富 兵何不强 人民何不聊生 祺福何不可求學術 百技何不盡精緻と奉存候」と 西洋の哲学 經濟様式 政治制度を讚仰する理由があるのである。

つまり、周にとっては 西洋の性理学は 程朱の窮理

学にすぐれ、欧米の経済様式は王道政治にもまさり、その政治制度は東洋の政治理想である堯・舜の統治の本意にも周公旦 召公奭の礼楽制度の精神にも卓越したもので、と感じられ、これらによる・新しい政治（もちろん 幕政下の）こそ 富国強兵 人民を楽しませる道であり、それゆえ 一国の福祉は必ず学術にまたねばならず、またそこに諸技術の発展が約束されるのであった。

欧米の経済様式 政治制度の・幕政内への移植（すでにふれたように、周は実際に 幕政下にイギリス流の立憲議會制導入を 提案する）、その内部での・西洋哲学研究および學術の開花——。周は その間にいささかの矛盾も制約も感ずることなしに この構想に向かって突進する。われわれは、それを表現させる条件の欠如の中で 西ヨーロッパの制度的・思想的文化への傾倒のもとに抱かれた・彼の意図の高大さに 感嘆すると同時に、そのための現実的基盤の欠如をいささかも意識せず悩まない・周のメンタリテイに 驚嘆するのである。

ともあれ、周のオランダ留学は まさしく、彼が求めていた・西ヨーロッパの礼楽制度と哲学とを 存分に彼

に吸収させた、といつてよい。

- (1) 『西洋哲學に對する關心を述べた松岡麟次郎宛の書翰』〔文久二年・一八六二年〕六月二日付〔新『全集』七一〇ページ収録〕。新『全集』八ページ。
- (2) 麻生『解説』三五八―九ページ。
- (3) 新『全集』一三一―五収録。
- (4) 新『全集』一三ページ。
- (5) 新『全集』一三一―五ページ。
- (6) 新『全集』一五ページ。
- (7) 辛酉〔文久元年〕十二月十二日の写本〔本学図書館所藏 和書・B226〕第一枚表。
- (8) 同、第七枚裏。
- (9) 同、第八枚裏―第九枚表。
- (10) 新『全集』七ページ。
- (11) 新『全集』八ページ。
- (12) 新『全集』八ページ。

IV

文久二年六月十八日 三十三歳の周は 品川から軍艦 威臨丸に乗船、二十四日浦賀を發して オランダ留学の途にのぼる。同行には、津田真道のほか、海軍操練所から造艦その他の技術の研修のために派遣された武揚・榎本釜次郎、のちに日本最初の地理学教科書編集にあつた

た内田恒次郎〔正雄〕など 五人の海軍側留学生があつた。

周らは 九月十一日 長崎でオランダ商船カリップス号に乗りかえ、途中これが座礁のため バンカ島に上陸、周は軽い熱病に侵されたがそれもいえて、十一月二日オランダ船テルナテ号に乗船、船上周は 日本の学問の状況 オランダ留学の目的・希望をしたためた文書を作成しつづ、翌年五月ようやくロッテルダムに到着、同月十八日〔一八六三年六月四日〕目的地レイデンにはいった。

周と眞道とは 直ちに、レイデン大学のシモン・フィッセルンク (Simon Vissering) 教授 ホフマン (? Hofmann) 教授に師事する手続きをとった。

幸田成友『和蘭に於ける日本最初の留學生』に収録されている・フィッセルンク ホフマン両教授の「津田眞一郎西周助兩君ニ業ヲ授ルコトニ就テノ書付」〔六月十六日付 周の邦訳と推定される日本文〕⁽⁴⁾は、周と眞道とが希望しました実際に授けられた教授内容がどのようなものであったか、を告げている。

寫

津田眞一郎西周助兩君ニ業ヲ授ルコトニ就テノ書付
余思ハクハ津田眞一郎西周助君ノ來志ト其所望ニ應スルニハ
治國學ノ原始ヲ授ルヲ以テ至當ス
此學ニ屬スル學科五

其一 天然ノ本分 ナツールレグト

其二 民人ノ本分 フォルケンレグト

其三 邦國ノ法律 スタートレグト

其四 經濟學 スタートホイスホウドキユンデ

其五 經國學 スタスチーキ

二君ニ此五科ノ要旨ヲ識得セシムル爲ニハ成丈務テ簡易明白
ニ説クベシ

此五科學ハ大約二年ニシテ成業ヲ期スベシ

兩君業ニ就ク前ニ深く蘭語ヲ習ヒ能之ヲ解シ又能之ヲ言フコト明瞭ニシテ且容易ナルベシ

余此治國ノ學ヲ教フルヲ以テ自任セバ今年第十月或ハ十一月ヨリ始メナン最初ニハ大學校ノ休日ヲ除ク外每週二晝夜ヲ之ニ充ン

然レドモ若余教ヘテ益ナキヲ論リ或ハ他ノ故アリ之ヲ廢セント欲スル時ハ何月何日ニ拘ラズ之ヲ廢セン事 自在ナラン事ヲ要ス 余既ニ之ヲ定ム

二君右ノ業ヲ受ル爲ニハ余ガ家ニ來ルベシ

右ノ數件之ヲ是トスヤ或ハ更ニ他ノ是ニ加ヘント欲スル簡條アリヤ余之ヲ聞ン事ヲ欲ス

千八百六十三年六月十六日

大學士 エス ヒッセリング 自署

右本書ト違フコトナン

大學士 イ ホフマン 自署

津田眞一郎殿

(西 周助殿)

つまり、周と眞道とは、フィッセルクから 自然法

(Naturrecht) 国際法 (Völkerrecht) 公法 (Staatsrecht)

政治〔国民〕経済学 (Staatswirtschaftskunde) 統計学 (Sta-

istik) を 授けられたのである。

周がこの間の事情を伝えている『五科口訣紀略』〔漢文〕によれば、自然法はまた「性法学」、国際法は「萬國公法学」、公法は「國法学」、政治経済学は「經濟學」、統計学は「政表學」と訳されている。

兩名は、二月半間蒲父滿教授(および小学校長フアン・ダイク (van Dyck)) からオランダ語の教授を受け、その後、八月下旬以降 畢瀧林教授の自宅で「毎週二夕。侍干案下。筆記口授」すること二年、慶応元年(一八六五年)まで 治國學に属する。これら五学科を伝えられたのである。

フィッセルクは、講義するところはずべてヨーロッパ

の通説であって 日本の事情はいささかも顧慮して教えるものではない。これらの見解を日本の国家人民に応用するのは 諸君の任務である、として、「百法之根源」である性法、性法を推し拡げて 外に万国之交際を律し内に国家の政治を律する原理となる万国公法と国法、富国安民之術としての経済学、最後に 一国の現状を察し富国安民の術の詳細を期するものとしての政表学を講じた、と『五科口訣紀略』はしるしている。

シモン・フィッセルクは しかし、その子息でオランダ国立銀行総裁かつ『シナの通貨』で知られたヘラルト・フィッセルク (Gerard Vissering) ほどに有名ではなく、また 別に独創的な学者ではなかったようである。主著として『實踐經濟學提要』(Handboek van praktische Staatswiskunde, 3 ps. in 2. Amsterdam, 1860—65) があるが、その内容は イギリス正統派の所説を踏襲したものにすぎない。われわれの知る限り、オランダ人以外の経済学史家の手になる・経済学史の著書でフィッセルクに關説しているのは、わずかにルイジ・コッサの『經濟學說史』(Luigi Cossa: 'Histoire des doctrines économiques', Paris, 1899.) のみではないであろう。

か。そのコッサも、オランダの経済学界の状況を展望した末尾に「餘り深遠ではないが 原理的な提要の著者」としてフィッセルンクを片づけている⁽¹²⁾。

けれども、フィッセルンクが 近代自然法の父フョ・グロチウス (Hugo de Groot/Grotius) に深い関心を寄せていたことは、周にとっても幸いであつたらう。フィッセルンクは『フゴ・グロチウスの三手稿について』という学会報告をのこしたほか、テル・メーウレン⁽¹⁴⁾ || ディエールマンセ編集の『フゴ・グロチウス未刊著作文献目録』は、彼が グロチウスの・その『オランダ法學序説』についての書簡断片を所持していたこと、および 彼に『フゴ・デ・フロートのオランダ法學序説の法律用語について』と題する学会報告のあったことを記録している⁽¹⁶⁾。

このようにして 周がフィッセルンクに期待し またフィッセルンクが周にこたえたものが まさしく西ヨーロッパの礼樂制度、すなわちあの五学科から成る政治学であつたことは 明らかであるが、周の精神科学研究の上に殆ど決定的影響を及ぼしたものは、「十九世紀にあって最大の影響力を持った・オランダの哲學者」⁽¹⁷⁾ コルネ

リス・ウィレム・オブソーメル (Cornelis Willem Opzoomer, 1821—1882) との出会い⁽¹⁸⁾ であつた。すでに『科學の道について。論理學提要』(De weg der wetenschap. Een handboek der logica. Leyden, 1851.) 『自然哲學について』(De philosophia naturali. Utrecht, 1852.) 『真理とその認識可能性について』(De waarheid en hare kenbronnen. Amst., 1859.) を、そして周の留学当時『禮拜について』(De Godsdienst. Amst., 1864.) を出版したユトレヒト大学教授オブソーメルは、オランダにおける經驗論哲學の創始者として また実証主義哲學者として傑出した存在であつたはずである。あらゆる形而上學的思考を拒否した彼は、宗教の面でもその自由な意見のために 教会から数々の非難を蒙つた、といわれる⁽¹⁹⁾。

のちに見るように 周が ベーコンの名にかかわらず 極めて經驗的方法を、J・S・ミルの名とともに帰納的方法を、オーギュスト・コントの名のもとに実証主義について語る時、それらのものは このオブソーメルを通じて吸収されたもの、としなければならぬ。

さて、周と眞道とは 研學二年余(この間 周は『大學』の原文・ローマ字文とを出版したようである)⁽²⁰⁾、慶応

元年十月十四日（一八六五年十二月一日）レイデンを発し、途中パリに立寄って 櫻痴・福地源一郎、森 有禮らに会い、マルセーユから乗船、同年十二月二十八日（一八六六年二月十三日）横浜に帰着した。時に 周三十六歳である。

翌慶応二年一月十五日 周は眞道と共に 審所調所の改称「開成所」（東京大学の前身）に 教授手伝となつて復職する。暫くして 周と眞道 およびのちに民権論者から一挙国権主義の政治学者に变身する加藤弘之（弘藏）らは 開成所授業規則の作成にあたり、とくに周は開成所教授職に抜てきされ 幕府直参となった。

同年四月、幕府は 周と眞道とに オランダ留学の成果の報告を求め、フィッセルンクの講義中から 周は万国公法を、眞道は 国法を、講述する。

同年秋九月 徳川家茂の死によつて慶喜が將軍職を継ぎ、周は眞道と共に慶喜に求められて 京都にのぼり、慶応四年（一八六八年）一月まで ここに留まった。

彼は、フィッセルンクの講義筆記ノートから『萬國公法』の訳業を進めると共に「同年十二月二十八日完成」、旧知の木村宗三が徳川昭武に随行して渡欧したあとをうけ

て、私塾を指導した。この塾は やがて会津 桑名 津福井などの諸藩士五〇〇余名を擁し、諸侯中にもここに 出向いて西洋法学の講義をきく者があつた、という。周の・有名な『百一新論』（明治七年刊）は、この塾での講義に基づく、といわれる。

翌慶応三年（一八六七年）十月十三日、奥御祐筆所詰の周は、慶喜の大政奉還決意の場に居合わせ、また 同日 夕刻 慶喜に招かれて 国家の三権分立・イギリス議院制について下問を受けた。

この詳細をしたためて翌朝慶喜に上申したのが、『列藩會議にかんする文書』ならびにこれにそえた『議題腹稿』とよばれる憲法草案である。

周は 『文書』の中で、「公議」は時の勢いであり、したがつて 上院・下院から構成される「會議之仕法」すなわち議會制を研究するべきである、と進言し、『議題腹稿』においては、「法を立候權は法を行候權と、又法を守候權は無之。法を行候權と法を守候權とは無之。法を守候權は法を立候權と法を行候權とは無之。三權共皆獨立不相倚候」と 立法 行政 司法の三權の分立を掲げ、「大名之權即ち議政院之權」については、万石以上の大

名から成る上院と 各藩の總代藩士による下院とを「議政院」すなわち立法部の構成要素として、これを 封國内部之治つまり各藩政以外の「天下之綱紀制度」、政府財政、和戦、外交、その他市井令〔民法?〕⁽³²⁾ 刑罰令〔刑法〕⁽³³⁾ 商賣令〔商法〕等の議定・立法にあたらせ、天皇には「禁裏之權」の一として「鈐定之權」すなわち法認証の権限を与え、「元首」である徳川家を政府として、これに「行政の權悉く」を行使させるばかりでなく、「公方様即ち徳川家」を「總而内外之政令御沙汰等に大君と可奉稱事」と定めているのである。⁽³⁴⁾

右によって見ると、周は、あるいは慶喜の大政奉還の意図をチェックするつもりで、立憲議會制度を導入することにより、かつまた、天皇の機能をそこに組み入れることにより、実質的には幕藩体制の延命・強化をはかった、ということができよう。立憲議會制成立の現実的基盤を思わず、また近代政治デモクラシーの精神を持たずに、その制度のみを移植しようとした周は、まさしく幕府のブレンとして西洋文物の摂取にあたった洋学者の典型であった。

なお、周は、これよりさき、イギリス議會制度につい

て『英制略考』を、慶喜に差し出しており、⁽³⁵⁾ また、この年の初めには、立憲君主制および聯邦制の利害得失・ならびに中央集權制を論じた文書を、作成していたようである。⁽³⁶⁾

慶應四年すなわち明治元年（一八六八年）刊の『官版萬國公法』（和装・四冊）は、いうまでもなく、前述のように周がフィッセルリンクの講義ノートから訳出したものであり、彼はまた、同一訳書を同年、『畢西林氏 萬國公法』（和装・四冊一帙）として、京都・大阪および江戸で出版している。⁽³⁷⁾

フィッセルリンクの講義中、公法の部分は、津田眞道の手で翻訳され、『泰西國法論』（和装・四冊一帙）としてやはり慶應四年、開成学校から公刊された。⁽³⁸⁾ 統計学の部分もまた、眞道が訳出、『表紀提綱 一名 政表學論』（洋装）として、明治七年（一八七四年）に、政表課から出版されている。⁽³⁹⁾

自然法の部分は、周が慶應三年に翻訳に着手し、訳稿も完成していたのであるが、鳥羽・伏見の戦いの折に紛失し、他方、周と眞道とからフィッセルリンクの講義ノートを借用・筆写していた孟恪・神田孝平がこれを訳出、周

の校閲ならびに周と真道との序文をえて『性法略』〔洋装〕として 明治四年春に出版された。⁽⁴⁰⁾

残る・経済学の部分は、真道が邦訳するはずであったが、刊行はされなかった、という。⁽⁴¹⁾

右のうち『性法略』、『萬國公法』、『泰西國法論』は、吉野作造の解説を付されて『明治文化全集』法律篇の冒頭に 複製されている。

- (1) 幸田成友「和蘭に於ける日本最初の留學生」(『和蘭夜話』昭和六年、所収)八三ページ。
- (2) 以上『西 周傳』一四八—一六〇ページ。
- (3) 『和蘭夜話』八六、七ページ。
- (4) この文の写真版が、『明治文化全集』法律篇、「解説」一ページに掲げられている。
- (5) 以上の書付は、シモン・フィッセルリンクが真道・周を世話した際の文書類で同家に伝わるものを、その息ノラントが一新聞紙上に掲載した中にある。幸田、同書、八二—八三ページ。
- (6) 幸田は、周の名前がしるされていないところからこの日本人の筆者を周と推察している。同書、八三ページ。
- (7) 『西 周傳』一六一—一六二ページに収録。
- (8) 『西 周傳』一六一ページ。
- (9) 『西 周傳』一六〇ページ。麻生『解説』三六二—三六三ページ。

(10) 『西 周傳』一六一—二二二ページ。

(11) 『西 周傳』一六一—二二二ページ。

(12) op. cit. Chap. XII. L'Économie politique en Australie, dans Les Pays-Bas, en Espagne, et en Portugal. p. 435.

(13) 周が、心理学を 道德 政治 経済 法律の制度の学としての社会学の基礎におこすとす。その方法は、メグロネッソスの自然法思想から学ばれた。このことは『生性發蘊』に明らかである。本稿第IV節参照。

(14) 'Over een drielal handschriften van Hugo Grotius. Korte inhoud eener mededeeling van S. Vissering.' (Verslagen en mededeelingen der Kon. Akad. v. Wetensch. Afd. Letterk. Reeks II. Deel. IX. [五] 科学アカデミー・言語部会報告。第二集第九卷) Amst., 1865.)

(15) 'De rechts-taal van H. de Groot's Inleiding tot de Hollandsche rechts-geleertheid.' (Verslagen... Deel XII, Amst., 1883.)

Jacob Ter Meulen=P. J. J. Diermanse: Bibliographie des écrits imprimés de Hugo Grotius. La Haye. 1950. p. 372.

(16) Ter Meulen=Diermanse: p. 350.

(17) T. K. Oesterreich, hrsg.: Die Philosophie des Auslandes. (Überwegs Grundriss der Geschichte der Philosophie 5. Tl.) Berlin, 1923.— [Kap. VIII.]

Die niederländische Philosophie. S. 279.

- (18) 麻生は、フィッセルリンクが周たちを オブソーメルに紹介したようだ、としている。『明治の先覺者西周先生』三一ページ。
- (19) 'Die Philosophie des Auslandes', SS. 279, 281.
- (20) 麻生『解説』三六三ページ。
- (21) 『西 周傳』一六二ページ。
- (22) 『西 周傳』一六三ページ。
- (23) 『西 周傳』一六四ページ。
- (24) 『西 周傳』一六四—一六七ページ。
- (25) 大久保・旧『全集』への『解説』二—二三ページ。『明治文化全集』思想篇、『西周哲學著作集』、旧『西周全集』および新『西周全集』の各第一巻に収録。
- (26) 大久保・旧『全集』への『解説』二三ページ。ただし、刊本『百一新論』は、『人世三寶説』(明治八年)と共に、ミルの功利主義に立脚するものであって、この講義原形とどの程度まで合致するかは 不明である。
- (27) 尾佐竹 猛『維新前後に於ける立憲思想の研究』(昭和九年刊) 八三ページ以下に その一節が掲載されている。
- (28) 尾佐竹、同書、八七—九九ページに その全文が掲載されている。
- (29) 以上 『西 周傳』一六七—八ページ。
- (30) 尾佐竹、同書、八四—八五ページ。
- (31) 尾佐竹、同書、八七ページ。
- (32) 尾佐竹、同書、九六、九八ページ。
- (33) 尾佐竹、同書、八九ページ。
- (34) 尾佐竹、同書、九二—九三ページ。
- (35) 尾佐竹、同書、八四ページ
- 『西 周傳』は、この時に周が上申したものが 『西洋官制略考』『英制略考』のこと』だとしている。これは誤解である。
- (36) 『西 周傳』の作者が 小山正武から伝聞したものと、同、一六八ページ。
- (37) 本学図書館所蔵 和書・Mca—29.
- (38) 本学図書館所蔵 和書・Mfa—74.
- (39) 本学図書館所蔵 和書・Ib—95.
- なお、下出隼吉によれば、『形勢學論、一名 政表學論、写本 荷蘭政科大學士ヒッセルリンク著述 杉享二訳稿』というものがあるが、これと真道の邦訳との関係は不明である(『明治社會思想研究』一三七ページ)。
- (40) 本学図書館所蔵 和書・Md—53.
- これの翻譯の経緯については 麻生『明治の先覺者西周先生』三六、四一ページ、『明治文化全集』法律篇中の・吉野作造の『解説』一二ページ。
- (41) 麻生『明治の先覺者西周先生』三二ページ。

V

明治三年起稿とするされてはいるが、おそらくオラン

ダ留学中オブソームルから実証主義哲学を学んだ頃に洋製ノートに書かれた論稿〔後出〕中の初編の改稿と思われる『開題門』〔漢文〕⁽¹⁾は、まず、東洋の儒学も西洋の「斐爾蘇比」もいづれも世界の秩序を明らかにし人間の在るべき姿を見定める点では、実は同一であり、この学問は民衆と並び立つものであるし、また匹夫といえども知ることのできるものである、と書き出している。⁽²⁾

次いで周は、西洋哲学の沿革を、東に拖列氏、西に唄太件羅士、これを唱え、麥古羅佛史これを基礎づけ、勿羅伺、亜黎圖弟隸氏に盛んとなり、須杜威拖これを継ぎ、士架羅崇埡架に衰え、馬孔、轡軻杜に至って「新斐爾蘇比」興り、矩列、慕駟突らの輩出を見、韓圖に振い、傀爾牙に盛んとなった、とその概略を⁽³⁾し、そのあと、自分は、宋の儒学と西欧の「羅爾奈仙士謨」とは若干の相異はあれ、ほぼ相似しているもの、と考える。けれども、塊梧支坤度の首唱のもとに最近起こった「學士氏非士謨」に至っては、論拠は確実、論理また明快である、大いに将来の哲学を補うものと考えたのであるが、これはアジアにはいまだかつて見られなかった思

想である、と述べて、⁽⁴⁾コントの実証主義にたいする・新鮮な関心を告白しているのである。周が実証主義に哲学の将来への期待をかけた理由は、実証主義こそが「斐爾蘇比之亜那爾幾」を超克する道である、と考えられたからに外ならない。⁽⁵⁾哲学の統一——周が西欧哲学の歴史と状況とを学びつつ、その中における・実証主義の意味を見いだしたのは、まずこの点にあった。

のちに『生性發蘊』〔明治六年・一八七四年 四十五歳の時に完成〕の中で周によって訳出される・ルイスのコント論が、「今誰ニモアレ、當今歐羅巴ノ、心術上ニ係ハル事狀ヲ、一顧セハ、直チニ一大缺典アルヲ、覺ユヘシ、是レ何事ソトナレハ、一學門ノ、極メテ全然ニシテ、各種ノ觀念ヲ包括スルニ足リ、又極メテ確乎トシテ、其觀念ヲ一定不拔ノ據證ヨリ、發セシムルニ足レル者、立タサルヨリシテ、諸部、同揆一致ノ缺タルナリ……」⁽⁶⁾スレハ、歐羅巴、當今學問ノ情狀ハ、教門ハ教門ト抗衡シ、哲學ハ哲學ト對壘シ、又教門ト哲學トハ、互ニ相戰争シテ、高上ナル學科ノ疆界内ニテハ、總テ混亂紛拏、猶王政衰テ、姦雄割據、相争フカ如シト謂フヘシ……唯坤度ノ書、此弊ヲ救ハム爲ニ、著ハサレシモノニ

シテ、是ソ百學上ノ哲學ト謂フヘカル……」と述べているのは、『開題門』における・周の実証主義理解と符合するもの、といえよう。

いったい、西ヨーロッパと同じ性質の哲学的抗争をその歴史の中に体験してはいない日本人としての周の心が、なお西ヨーロッパ思想史に個有な意味を持つ実証主義に、たちまちに吸引された理由は、どこにあったのであろうか。

のちに『復某氏書』(明治三年)に語られるところによれば、周は、日本人の伝統的諸思想の基礎に横わるメンタリテイを「徒らに信する」ところに「見た、といえる」。「あるハ聞て信し、あるは先入の言を信し、あるは已ノ便よき事を信し、あるは只管ラに古へを信し、あるは只管に今を信して古へを疑ひ、あるは書籍を信し……あるは毘沙門を信し、あるは金比羅を信し、あるは摩利支天を信し、あるは地藏を信する類にて、そか禍福を與へたる證據を見届けたることもなく、徒に人傳テに聞傳へ、又僧侶などに欺かれて只管に信しなハ何れをか是とし、何れをか非とせむ」(8)。「信の根拠——それは、知であり、知の基礎は、感覺である——を持たずに、徒らに信

することは、信の対象と体系とにおける多元性 \parallel 無政府状態と抗争とを齎らさずにはいない。

周の・コント実証主義にたいする共感の背後には、日本の伝統思想の・このような質からくる無政府状態への批判がひかえていた、と推測できるであらう。

さらにまた、この批判は、『百一新論』(明治七年)巻之下に示るされている・日本人における「人間ノ力デハドウスル Γ モ出來ズ、イヤデモ應デモ成ル通りニ外ハナラヌ」(10)物理すなわち自然法則への無自覚、にたいする批判につながる。自然法則によって生ずるものは、「祈ツタ處ガ、拜ンダ處ガ、念佛ヲ百萬遍言ツタ處ガ、有ル丈ノ事ハアリ、出來ル丈ノ事ハ出來ル故ニ誠ニ仕方ノナイモノデゴザル」(11)という言葉は、蒙古の軍船の顛覆を伊勢の神風、日蓮の祈念に帰し(12)、「心理デ物理ガ動カサレル」とする・信のメンタリテイが、感覺を通ずる・外的事物の知にたいしていかに無縁であるかを、嘆じているのである。この『開題門』においても、哲学の無政府状態は、哲学が「胸臆」つまり外界との遮断から出発するところに、原因を持つ、とされるのであり、したがって、哲学がその無政府状態を脱して統一を獲得するには、経

験が哲学の原理にならなければならぬのであった。周が、「晏比離」の道をやめるわけにはいかぬ、「因数矩知否」の方法を棄てるわけにはいかぬ、として 荏菀亜杜美爾の名をあげて 經驗的方法と したがってまた帰納的方法との不可欠性を力説する理由は、そこにある。

ところで 周は、『開題門』の初稿と思われる論稿を初編とする・計六編の断想〔漢文・オランダ留学中稿と推定〕のこしている。これらの中に 周の哲学思想の展開にとって萌芽となるものが いくつか見いだされるのである。

まず、断想・第二は、斐鹵蘇比と抵於盧義とが相反し相容れない理由を述べるものであるが、周は ここで、神学は 文明いまだ興らぬ時期に人心を畏敬させて善に向かわせるに有効であったものであるが、文明が栄え人知が日に新たになる時期においては 神学は覆えされなければならぬ。なぜなら、神学は まず信じてそののちに行なうのであるが、哲学は デカルトの「疑い」に見られるように まず明らかにしてそののちに信ずるものであり、知らなければ語らず 明らかにしたのちの信をまたなければ行なわないのであるからだ、としている。

ここにいわれている神学は むしろ宗教を意味し、哲学は 知の確実性・明証性を意味している、と考えるべきであろう。つまり、周は、神学の問題性を のちの『復某氏書』の場合と同じく、まず信ずる態度に見た。哲学がこの・まず信ずる態度を克服するところに 人文盛興 人知日新の啓蒙がある、と見た。いいかえれば、周が 哲学と輻軻杜とによって克服されるべき神学と士架羅崇垓架とのもとに見込んだのは、実はやはり日本の伝統的思想の基底を流れる・信の立場であった、といえよう。

改稿『開題門』および初稿『開題門』の断想・第一において コント実証主義に導かれつつ哲学の統一を思う 周は、この断想・第二において、その統一の基礎を 確実知・明証知に求めていることを 示している、といえる。

とすると、さきに見たところから ここに、哲学の統一 經驗的方法 明証知・確実知 という・三つの問題があることになる。そして おそらく、哲学の統一と經驗的方法とを媒介するものが 知の明証性であった、と考えられる。

つまり、周は もちろん、デカルトにおける確実知・明証知が 疑うわれの实在の知であることは、承知していた。⁽¹⁶⁾ がしかし 彼は、デカルトのように 知の明証性・確実性を 内的な・自我の意識の上にすえるのではなく、外的な経験の中に求め 経験の上に基礎づけようとしたのである。

このことは、周が のちに『生性發蘊』〔明治六年〕第一篇の中で、「ポシチウハ定實確等ノ意爰ニ實理學ト譯ス」⁽¹⁷⁾として、コントのう Positive あるうは Positivisme のもとに なによりも知の確実性を見ると同時に、かかる知に到達する方法として 自ら経験的方法を宣言するところに、現われる。

この『生性發蘊』〔四十五歳完稿 仮名まじり文〕——この中に わが国で初めて「哲學」の語が、しかしここでは 東洋の儒学と西洋哲学とを区別するために用いられて 現われる——は、その第一、第二篇とも大部分が G・H・ルイスのコント紹介の翻訳であるが、周は とくに第一篇の・翻訳以外の箇所を 自らの方法を語っているのである。

すなわち 彼は、まず 西洋哲学の諸学派の経緯を、

哲學者 哲學用語についての注を一々そえながら、しるしたあと、「今余カ宗トシ本ツク所ハ、漢土ノ儒家、天竺ノ禪家ナトニ、據ラサルハ論ナク……法ノ塊胡斯、坤度カ實理學ニ淵源シ、近日有名ノ大家、英ノ約翰、士低化多、美爾カ歸納致知ノ方法ニ本イテ、始メナント思フナリ」と、『開題門』と同じ・自己の哲學的立場を告白する。⁽²⁰⁾

コントの実証主義とミルの帰納法との結合は、もちろん周の恣意に基づくものではなく、実証主義的方法的性格そのものに発する。周は このことを立証するために「新哲學諸賢ノ明解、區々ナルカ如シト雖凡、英ノ諸賢ハ、馬孔ヨリ以下、巴古利ヲ除クノ外、大率實驗〔經驗〕ヲ主トセリ、是レ馬孔ノ遺風ニシテ、其實 驗ヲ集メテ、眞理ヲ教フルノ方法、今日ニ至ルマテ、百學ノ基礎ヲ居タリ……乃チ坤度ノ説ノ如キ、法ニ排セラレテ、英ニ重ンセラル」と述べている。⁽²¹⁾

すでにしるしたように、ここではコントのいう実証のもとに知の確実性を見る周は、その確実性を ひたすら 晏比離 (Empirie)・實 驗 (Experience) つまり知の經驗性に基礎づけようとしたのであり、そこに 実証主義

理ニ進ムノ度トシ、而又第三位ハ、即チ恒久不易ノ地位ニシテ、此地位ヨリハ、人智始メテ屢々乎トシテ、開發スヘキナリ……」と述べているのであるが、初稿『開題門』の断想・第二における・周の心をルイスがこのように代弁したものとすれば、この段階論は、周がコントから学んだ・第四のものである、といえよう。

ところで、断想・第四の中には、哲学が「變調協理」すなわち調和をはかる学であり、したがって哲学は必ず千百の學術を待つ、という見解⁽²⁸⁾が現われてくる。

諸学の調和をはかる、ということが、段階を異にする諸科学を、すべて統一的に実証の段階に持ちきたらすことであり、また、この統一をはかる学なくしては、諸学の実証化もありえない、ということであるとすれば、これは、周がコントからえた・第五の思想であるであろう。

周によれば、學術はすべて、觀行二門、いいかえれば知識学部門と実践学部門とのいづれかに属するものとされ、知識学は、第一に、學術相關涉之理を論ずる原学としての哲学、第二に、思弁論議之法を扱⁽²⁹⁾う盧義果、第三

に、心性之理を攻める没思⁽³⁰⁾古盧義爾、第四に、天地万有の性情に通ずる古士没盧義爾、この四門から成り、実践学には、修己之要道を説く謨羅爾あるいは役知古、治人之要を論ずる字理知幾ないし會士乎魯義の二門が属し、さらにこれに經濟法律之学が加えられるのである⁽³¹⁾。

ここに示される・諸学にたいする哲学の位置づけは、やがて『生性發蘊』第一篇中の・ルイスのコント論に、「統一ノ觀即チ哲學」と「實理ノ諸學」との合一を教えるものが、コントの新哲学の要旨である、とされ、「何トナレハ、其各科ノ學術ハ、各自ニハ如何ニモ、精緻ニ至ルヘクモ、亦相合シテ、之ヲ統括スル所ナレハ也、且ツ如此ク學科ノ區⁽³²⁾チタナルコトハ、諸科ノ爲ニ、全體ヲ忽略スルノ患タルニ止マラスシテ、又學術上ニ、眞ノ障碍ヲ生スルコトナリ」と述べられるところ⁽³³⁾に一致するものであるし、また、イエーリンクの『權利のための闘争』(Rudolf von Jhering: Der Kampf ums Recht. 1872.)の訳稿『學士區氏權利争闘論』に付した『尚白劄記』(明治十五年・一八八二年 五十三歳稿)⁽³⁴⁾が、「凡ソ百科の學術に於ては統一の觀ある事緊要たるへし」と哲学の機能を述べると⁽³⁵⁾

ころにも 貫ぬかれています。

諸学とそれの統一科学としての哲学との関連について
の・この見解が 周の学問体系観の基本となるのであつて、後述する・彼の老大な百科全書論述『百學連環』〔明治三年・一八七〇年末からの育英舎講義〕は、この構想の表現に外ならなかったのである。

この断想・第四によって見ると、周は、哲学の統一ばかりでなく、諸学の統一を哲学の事業としていたことがわかる。しかし この・二つの統一はいずれも 明証・確実性の意味における・知の実証性によって えられるものであった。

初稿および改稿『開題門』にあつては周は、哲学のもとに 知識の質の問題を、また知識の方法の問題を、さらに知識の体系の問題を 考えていたのである。しかし、周が、諸学は相関渉するとしてその体系を考想する時、その基礎には 諸学の対象の側にある客観的相関がとらえられてあつた。断想・第五が、学問の四元をあげて、それは 現象する・有形の事物、事物が人間の靈慧に姿を示したものととしての理性、理性が舌によって表現されたものとしての言語、手指と筆とを媒体として表現

されたものとしての文字である、とする時、そこにはこれら四元の存在間の連関が 見られているのである。

とりわけ、事物と理性との間に存在関係を見る立場は、前述の・津田真道『性理論』の場合には エーテルの凝聚による電気から魂の作用を説くという形で 語られるのであるが、周の場合には、まず『靈魂一元論』〔明治三年・四十一歳起稿 漢文〕の中に、靈魂があれば必ずその実質がある。ただ それはまことに微細であつて顕微鏡でも見ることができない、といい、靈魂は 生体の・頭脳の部分に宿る、⁽³⁵⁾とされているところに現われ、また、『生性發蘊』第一篇で ガル (Franz Joseph Gall, 1758—1820) の腦⁽³⁶⁾學に關心を寄せ、これは「生理ニ本キ、見解ヲ開キタレハ、夫ノ超理學ノ、空ヲ鑿チ、虚ヲ割シ、胸臆ヲ以テ、理ヲ談スルノ徒ト、大イニ徑庭アリトス」⁽³⁷⁾と共感を示しているところに現われ、さらに『生性發蘊』第二篇で、⁽³⁸⁾性理から始めて政治 法律 宗教の理論化を企てる人間學のために 周がさらに一步を進めて、その間に「實質ト非實質トノ説」⁽³⁹⁾があり「橋梁未タ架セス船舸未タ備ハラ」ぬことを知りながら、あえて「生理⁽⁴⁰⁾ヨリ性理ニ渡ル」ことを試み、再びルイスの著書からコ

ントの生体学を訳出し、脳生理についての・詳細きわまる考察と、併せて ガルの所説を前進させた・コントの脳學説とを 紹介しているところに現われ、さらにまた 本稿次節で見ると、『生性割記』(漢文・明治五年・一八七二年 四十三歳頃起稿—明治二十五年頃まで加筆)の中で、理性〔知覺・感覺を含む〕・記憶・感情をそれぞれ「大脳機關」の作用とし、大脳と「腦氣筋」との解剖学的・顕微鏡的所見、両者の連絡、腦氣筋の・五感覺器官への分布の叙述に力を注いでいるところにも、一貫して現われているのである。

形而上学前提を斥け 經驗的方法に徹して あくまで明証・確実な知を求めようとする方法的態度と 心理事象とその存在的基础との連関の中で説明しようとする意欲とは、周を顧って いわば生理学的マテリアリズムにまで進ませた、といつてよい。(つづく)

- (1) 新『全集』一九—二〇ページ、『哲學者作集』一一二ページに 収録。
- (2) 新『全集』一九ページ。
- (3) 新『全集』一九ページ。
- (4) 新『全集』一九—二〇ページ。
- (5) 新『全集』二〇ページ。

(6) 新『全集』二九—二九ページ、『哲學者作集』二二—八三ページに 収録。

(7) 新『全集』四三、四四、四五ページ。

(8) 新『全集』二九三—四ページ。

(9) 新『全集』二九四ページ。されは信の本は知るに出、智の本は感覺に出たれハ、なへて信することの正しからむことをほしなハ、此感覺より始むへきになんあなる。

(10) 新『全集』二七八ページ。

(11) 新『全集』二七九ページ。

(12) 新『全集』二七九ページ。

『尚白割記』にも 同じ論旨が見られる。新『全集』一七〇ページ。

(13) 新『全集』二〇ページ。

(14) 新『全集』二二—二四ページに収録。

『哲學者作集』には収録されていない。

断想・第一は 改稿『開題門』と殆ど同じ文章である。

(15) 新『全集』二二ページ。

(16) 『靈魂一元論』(明治三年稿)の中で 靈魂(精神魂氣)について 「然其爲實在 不可疑矣 汝若疑其實在 則使汝疑者即是也」と書いている。新『全集』二六ページ。

(17) 新『全集』三六ページ。

後出注(20)の引用文に出るオーギュスト・コントへの訳注の中に してらされている。

(18) 新『全集』三〇ページ。

『哲學』への訳注に 「哲學原語、英、フィロソフィ、佛

フィロソフイー、希臘ノフィロ愛スル者、ソフォス賢ト云義ヨリ傳來シ、愛賢者ノ義ニテ其學ヲフィロソフイト云フ、周茂叔ノ所謂ル士希賢ノ意ナリ、後世ノ習用ニテ專ラ理ヲ講スル學ヲ指ス、理學理論ナト譯スルヲ直譯トスレテ、他ニ紛ルコト多キ爲メニ今哲學ト譯シ東洲ノ儒學ニ分ツ」とある。新『全集』三一―三二ページ。

(19) 第一篇に訳出されるのは、Georg Henry Lewes: 'The Biographical History of Philosophy, from its origin in Greece down to present day. 1857. の最終章で、メントの解説の部分である。

第二篇に訳出されるのは、同じ著者の Comte's Philosophy of the Sciences: being an Exposition of the Principles of the Cours de Philosophie Positive of Auguste Comte. 1853. の第一巻・第十六章から第二十一章までである。

- (20) 新『全集』三六―三七ページ。
- (21) 新『全集』三七―三九ページ。
- (22) 新『全集』三八―三九ページ。
- (23) 新『全集』五一―五二ページ。
- (24) 新『全集』五二―五三ページ。
- (25) 新『全集』四八―四九ページ。
- (26) 新『全集』二二―二三ページ。
- (27) 新『全集』二三―二四ページ。
- (28) 新『全集』四六―四七ページ。
- (29) 新『全集』四五―四六ページ。

(30) 新『全集』一六五―一七二ページ、『哲學著作集』五九ページ、『日本哲學思想全書』哲學篇一二七―一三二ページに収録。

(31) 百科の學術にたいする統一の観としての哲學が立てば、人間の事業も結につき 社会の秩序も定まって、「康寧」がえられ、これに努力・勉勵が加われれば、「家國の富強」がえられ、康寧と富強とがあれば、人道の極功である「福祉」がえられる、とする。したがって、學者の職分は、統一の観を立てると同時に、百科の學術の精微をきわめることである、と述べられる。新『全集』一六五―一六六ページ。

(32) 本稿第七節。

(33) 新『全集』二二―二四ページ。

(34) 新『全集』二五―二七ページ、『哲學著作集』三一―三五ページに収録。

(35) 新『全集』二六―二七ページ。

(36) Phenology のことであろう。いわゆる・ガルの頭骨説 (Gall-Schädellehre) は、人間の精神的・靈的素質はそれぞれ 脳髓の・一定の分域に場所を持ち (局所説)、頭蓋骨と容貌との形態特徴の中に、才能 精神的能力および性格が認知される、とする。

(37) 新『全集』三八―三九ページ。

(38) 引用者が「人間學」をソシオロジーとするのは、「生性發蘊」第一篇中で、ルイスの用語にあてた。周の訳語「人間學」に従うものである。新『全集』四八―四九ページ。

周はこの語への訳注に「是亦坤度ノ創意、ソサイテ

ノ語ヨリ變成スル者、人間相生養ノ道ヲ論シ、其中ニ政事
法律教法等ノ科ヲ兼ヌル哲學ナリ」としている。新『全
集』同所。

周は、初稿『開題門』の断想・第四の中でソシオロジー
を「會士^{ソシオロジ}平魯義」と書き、『生性發蘊』で『人間學』とし、
『尚白劄記』で初めて「社會學(ソシロオジー)」とし
るしている。

下出隼吉によれば、Society が初めて「社會」と訳され
たのは、明治九年 ギゾーの『歌羅巴文明史』第七巻にお

いてである(『明治社會思想研究』一三二ページ)。

(39) 新『全集』六三、六四、六五ページ。

(40) 前出注(19)の・ルイスの第二の著作。

(41) 新『全集』六七―二九ページ。

(42) 新『全集』一三〇―一五八ページ、『哲學著作集』八四

―一〇五ページに 収録。

〔付記〕 本稿執筆にあたり示唆と教示とを与えられまし
た方々にお礼を申し上げます。

(一橋大学助教授)